

学位論文題名

# 知的財産権の正当化根拠論の現代的意義

## 学位論文内容の要旨

本稿は、そのタイトルが示すとおり、『知的財産権の正当化根拠論の現代的意義』について論じるものである。この一見シンプルなタイトルには、本稿が取り組もうとする3つの課題が含まれている。すなわち、一つは、「知的財産権の正当化根拠は何か」という課題であり、もう一つは、「正当化根拠論の現代的意義は何か」という課題である。これら2つの課題はタイトル自体から容易に想像がつくものであるが、実はもう一つ、このタイトルには重要な課題が示唆されている。それがこれら2つの課題をつなぎ合わせる、「正当化根拠論の意義を現代において論じる必要があるのは何故か」という課題である。したがって、「知的財産権の正当化根拠は何か」、「正当化根拠論の意義を現代において論じる必要があるのは何故か」、「正当化根拠論の現代的意義は何か」という3つが、本稿の課題となる。

本稿はこれら3つの課題について、第I部から第III部においてそれぞれ順に論じている。ここでは、知的財産権制度の中核をなす特許権と著作権を主な検討の対象としながら、次のような視角から3つの課題に取り組んでいる。本稿の問題意識や3つの課題に取り組む各部の内的連関を明らかにしながら、本稿の内容を敷衍すれば、以下ようになる。

まず第I部では、「知的財産権の正当化根拠は何か」という課題について、知的財産権の特徴、とりわけ無体物の特徴から導かれる知的財産権の性質に着目しながら検討を行う。知的財産権の客体は有体物ではなく無体物であると一般に理解されているが、この「無体物」という概念はよく考えてみるとそれほど自明な概念ではない。そこで、無体物概念の特徴を炙り出すために、無体物概念の起源および性質について考察を行う。そうした考察からは、発明や著作物といった無体物は、法的保護が与えられなければ公共財として本来誰もが自由に利用しえるはずのものであり、知的財産権による保護は、この本来自由になしえるはずの他者の利用行為を制約するという側面をもっていることが浮かびあがる。それでは、本来誰でもどこでも同時に利用可能な情報に対して、なぜ人々の情報利用の自由を制約してまで知的財産権を付与する必要があるのか。これが本稿の第I部における問題意識である。

従来、知的財産権の付与がなぜ認められるのかという知的財産権の正当化根拠については、権利の個人的な淵源に着目する自然権理論(=私益的正当化)と、権利を付与することで社会全体にもたらされる利益に着目する功利主義理論(=公共的正当化)との、2つのアプローチが主に議論されてきた。本稿でもこれら2つの正当化理論については詳論する。さらに本稿では、権利を設定した場合の情報の配分状態の問題について論じる正義論にも着目する。正義論は必ずしも

知的財産権付与の正当化根拠を論じるものではない。しかし、先に述べた本稿の問題意識にとって、個人の基本権を出発点とした功利主義的公共的決定の限界づけを提示するロールズの正義論は有益な視座を提供してくれるように思われる。これが正義論を取り上げる理由である。そして、こうした正義論的な視点から知的財産権制度を眺めてみると、公衆の自由を過度に制約しないよう、知的財産権制度がさまざまな形で自由規制領域を制度的に限界づけていることが浮き彫りとなる。

次に第Ⅱ部では、「正当化根拠論の意義を現代において論じる必要があるのは何故か」という課題について、第Ⅰ部で明らかになった知的財産権制度内の自由規制の制度的限界づけに着目して考察を行う。知的財産権制度は一般に、保護対象・保護すべき行為類型・保護期間という3つの観点から自由規制領域を制度的に限界づけており、これらの制度的限界づけはいわば「自由の砦」というべきものである。他者の自由を制約するという知的財産権の特徴ゆえに、これらの「自由の砦」は知的財産権の正当性基盤を担保する上で重要な機能を果たしている。しかし現代の知的財産法政策においては、国際条約レベルでも国内法制レベルでも、保護対象の拡大・保護すべき行為類型の拡張・保護期間の延長という形で自由規制領域を拡大する動きが顕著である。このように「自由の砦」を侵食する形で知的財産権の保護拡大が推し進められるとなると、知的財産権の正当性は脆弱化していくのではないか。このような問題意識のもと、第Ⅱ部では「自由の砦」が侵食されている状況を浮き彫りにし、その要因を分析する。そうした分析からは、知的財産権の立法過程には政治的なバイアスが働きがちであることが明らかとなる。

最後に第Ⅲ部では、「正当化根拠論の現代的意義は何か」という課題について、我が国の著作権保護期間延長問題や米国の特許制度リフォーム論議を手がかりとしながら、法政策形成過程における正当化根拠論の意義に着目して考察を行う。第Ⅱ部の分析からは、多分に政治的な影響を受けた自由規制領域の拡大という立法政策の実相が明らかとなった。これは保護拡大の必要性に関する実質的議論を踏まえない「自由の砦」の侵食である点で知的財産権の正当性を脆弱化させる恐れがある。そうした状況のなかで正当化根拠論はどのような意義をもつのか。これが本稿の第Ⅲ部における問題意識である。先の現状に鑑みれば、知的財産権をめぐるより望ましい法政策を実現するために我々が向かうべき針路は、その政策形成過程を知的財産権の正当化根拠論に照らした実質的討議の場へと修整することであるように思われる。かくして知的財産権の正当化根拠論の意義を現代の法政策形成過程との関係で捉え直すこと、これが第Ⅲ部の課題となる。

最近では正当化根拠論に立ち返った知的財産権政策の批判的検討の重要性が再認識されはじめている。そのような正当化根拠論の現代的かつ実践的な躍動は、たとえば先の2つの事例において見いだすことができる。すなわち、著作権保護期間延長問題をめぐる考察からは、立法過程に伴う問題点を是正するための解決策として、正当化根拠論が有効に機能しうることが浮き彫りとなる。そこでは、正当化根拠論が保護期間延長の是非をめぐる評価軸を提供し、経路依存や政治力学の影響に埋没することなく問題の発見を促すとともに、業界関係者間の利害調整をこえて広く一般ユーザやNGO団体を巻き込んだ多様なアクター間での対話を促す潤滑油として機能していたのである。次に、米国特許制度リフォームをめぐる考察からは、特許制度の危機という問題発見の契機として、またプロイノヴェーションに向けた制度運用者間の任務調整規範として、正

当化根拠論が重要な意義をもつことが明らかになる。そこでは、特許制度の存在がかえって産業イノベーションの阻害要因となっているという問題提起を契機として、現行特許制度のさまざまなルールを抜本的に見直そうという機運が高まったのである。そして特許制度の正当性基盤の揺らぎに対する危機感は、特許制度の改革によるプロイノベーションの実現に向けた立法府の取り組みを促し、さらには行政や司法による積極的な関与をも促してきたのである。知的財産権の正当化根拠論にはこのように、問題の発見および対話の促進という現代的意義を見いだすことができるのではないか。これが本稿の結論である。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 田 村 善 之  
副 査 教 授 長 谷 川 晃  
副 査 准 教 授 吉 田 広 志

学 位 論 文 題 名

## 知的財産権の正当化根拠論の現代的意義

本論文は、第一部で、知的財産権の存在意義についてインセンティブ論と自然権論という対立する2つの軸を示した上で、いずれの立場にも配慮したうえで、さらに情報財の公正な配分に着目する情報正義論を志向する。第二部で、公共選択論にも目を配り、自由に他者の行為を規制しうるがために財産的な価値が高く、ゆえに多国籍企業を中心としたロビイングにより過度に知的財産権が強化されがちになるという政策形成過程のバイアスを抑止するためにも、情報正義論を軸とした正当化根拠論の必要性があることを指摘し、第三部で、それが効を奏した実例として、著作権の存続期間の延長問題をめぐる動向や産業分野毎のイノベーションの構造に即した特許制度の改革論を取り上げている。その評価は以下のとおりである。

第一に、本論文の特徴として、まずは、従来まで日本ではほとんど蓄積のなかった知的財産法の法哲学的、原理的な考察に関し、英語文献を渉猟し、手際よく紹介しているということを挙げなければならない。現代において知的財産法の正当化原理を探求する意義を探る、公刊された暁には、今後、知的財産法学者にとって必読の文献となることは疑いない優れた論文である。また、注が充実していることも特記できるものであり、本論文の背景を成す研究・調査の質の高さが看取される。

第二に、本論文は、ともすればまとまることなく終了する懸念すらある大きなテーマである知的財産権の正当化根拠論に対して、最終的な落とし所は、むしろ現代において正当化根拠を論じなければならない意義は何かというところに収めるべく、最初に正当化根拠論の現状を解説し、次いで現代的な課題を掲げ、最後に正当化根拠論が具体的に成果を挙げた例を示すという構成を採用している。このような構成は、正当化根拠論が有する理論上の機能に注意を払い、知的財産法上の実践的議論における問題発見的意義を重視して、正当化根拠論の実践的な意義を積極的に確認しようとする点で、法哲学的にもまた実定法学的にも示唆するところが大きいと言える。

ただし、選択肢としては、このような構成ではなく、先に現代的な課題を掲げ、次いで正当化根拠論の現状を解説し、そのうえで正当化根拠論として最適なものを確定し、最後に実践的な課題に対する応用へと移る構成のほうが、最終的な落とし所を正当化根拠論の実質的な優劣に求めざるを得ないことになる。その意味で、本論文が採用した構成は、関連問題を効果的にまとめる

ことを可能としたと評価しうるプラス面はあるものの、他方で、より本格的に正当化根拠自体を論じることを上手に回避したという側面もないとは言えない。この点に関しては、しかし、何が根拠論としてふさわしいかということについて情報正義論という方向性を示してもいるし、この論文の現状以上に、正当化根拠を論じるとなると、法哲学専門の論文ということにならざるをえないところ、知的財産法学と法哲学のインターフェイスを保ちつつ、論文をまとめる構成を採用したわけであるから一定の評価が与えられるといえよう。

第三に、本論文のスタンスは、知的財産法は効率性を目的としているところ、具体的な制度の採用にとってそれが改善したか否かということを検証することが困難であるために、最終的な正当化は、民主的な決定等のプロセス正統化に求めざるをえず、むしろ問題はバイアスのかからないプロセスのあり方に焦点が移るとする方向性を示す理論に対して、自由の確保のための情報正義論というプロセス正統化を捨象した議論にこそ、正統化根拠を論じる意義が有るということを示唆しているところにある。このような見方には、本論文が扱った特許政策の問題などに関して、確かに一定の説得力があると言える。もっとも、前述した構成を採用していることもあって、その打ち出しは必ずしも強くないところもある。今後、研究を続けるに当たっては、この点を論じることが最大の課題となると思われる。本論文自体、本論文の志向する正当化根拠論は万能薬ではないということを自覚しており、そうだとすると、今後は、様々な性格の問題が出現しつつある知的財産法の領域において、正当化根拠論が通用するのはどのような場面であり、逆に、それが通用しない場合にプロセス正統化など他の論拠のうちで何をどのように持ってくることになるのかということ、具体的な課題の中でさらに明らかにしていくことが必要となろう。

以上のような特徴と課題を有する本論文であるが、前述したように、本格的な邦語文献がほとんどない分野において、関連する英語文献を渉猟し、ありうべき議論の方向性を示す論文として、本論文が傑出したものであることに疑いはなく、審査委員全員の一致で博士号取得に値する論文であるという結論に到達した。